

令和8年度外国人材活躍・定着促進事業 仕様書

1 委託業務名

令和8年度外国人材活躍・定着促進事業

[通称:MEET IN OSAKA]

2 本事業の趣旨・目的

我が国の生産年齢人口が減少する中、府内企業が事業の継続・成長を図るには、人材確保が喫緊の経営課題となっている。

この課題への対応策として、府内企業では、生産性向上に加え多様な人材の活用として外国人材の受入れを図る企業が増加しており、国が公表した資料では、令和7年10月末現在で、府内で外国人材を雇用する事業所数が31,000か所を超え、前年同期比で12%以上増加しているとのことである。

しかし、近年、外国人材の獲得競争は国際的に激化しており、府の外国人労働者数で多数を占めるベトナム人等において、自国の経済成長や円安等の影響により、日本を働く場所として選択しない外国人材の増加が懸念される。このため、日本での就職を希望する“海外在住の外国人材”(以下、「海外在住外国人材」という。)に直接アプローチを行い、日本・大阪で働く魅力をアピールして、呼び込みを強化する必要がある。

一方で、採用企業においては、外国人材受入れのための職場環境や育成計画が整備されていないこと等から、採用した外国人材が期待と現実とのギャップにより早期に離職する事例もあり、国も外国人材の定着率が日本人と比較して低い傾向にあることを指摘している。また、外国人材の採用には日本語教育等で採用・育成コストがかかることから、長期雇用を希望する企業等が外国人材の採用活動に躊躇するなど、受入れが進まないケースもある。

こういった現状を解消するためには、外国人材と受入企業との間で生じるミスマッチを事前に解消することが不可欠である。そこで、外国人材の採用を図る府内企業を対象に、職場環境の整備や採用・育成計画の策定支援を通して、企業側の意識改革を行い、外国人材が働きやすい職場環境の整備をサポートする。また、オンラインマッチングシステムの運用に加え、国内外で開催する合同企業説明会等と採用直結型の就業体験を一体的に実施するなどにより、精度の高いマッチング機会を提供する。以上の取組により、外国人材の呼び込み・定着を促すことで、府内企業の人材確保を後押しする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

大阪府が指定する場所

5 委託金額の上限額

71,176,000円(消費税及び地方消費税相当額含む)

6 業務内容及び提案事項等

【事業の概要】

本事業では、以下の3つのサポートメニュー（計4事業）を行うこと。実施にあたっては、事業目標（成果指標）の達成のために、各メニュー同士の一体的な運用により相乗効果を得られるよう取り組むこと。

I 活躍・定着する環境整備サポート

活躍・定着する環境サポートとは、府内企業における外国人材の採用及び採用後の早期離職防止や長期的な活躍を促すため、企業側の意識改革と職場環境の整備を支援する取組をいう。

1. 経営層向け研修会（以下、「研修会」という。）

外国人材が活躍・定着できる環境整備を促進することを狙いとして、外国人材が単なる労働力ではなく、組織の変革を促し、企業の成長を加速させる“イノベーションの担い手“であること等を学ぶ研修会を開催し、経営層の意識改革を行う。

2. 外国人材のターゲティング及び育成計画策定支援勉強会（以下、「勉強会」という。）

自社に必要な外国人材のターゲティングや、就職において外国人材が重視するキャリアパス構築の重要性や必要性、その計画の策定方法を学ぶ勉強会を開催することで、外国人材が活躍・定着する職場環境の整備を行う。

II 雇用のミスマッチの解消サポート

雇用のミスマッチの解消サポートとは、府内企業と外国人材のマッチングにおいて生じやすい「期待と現実のギャップ」を減らし、採用後の早期離職を防ぎ、府内企業における外国人材の活躍・定着につなげることを目的として行う取組をいう。

3. オンラインマッチングシステムの運用及び合同企業説明会の実施

① オンラインマッチングシステムの運用

外国人材の受入れを検討・希望する府内企業と大阪での就職を希望する外国人留学生等や海外在住外国人材を対象に、オンラインマッチングシステムを活用してマッチング機会の提供を行う。

② 国内・海外合同企業説明会

- ・国内の外国人留学生等と府内企業に対する対面でのマッチング機会を提供することで、日本での就職を目指す外国人留学生等を確実に大阪に取り込んでいく。
- ・海外現地で対面式合同企業説明会を開催することにより、日本国内での獲得が難しい STEM（科学・技術・工学・数学）人材を含む、即戦力としての活躍が期待できる外国人材の獲得を目指す。

③ プレエントリープログラム（採用直結型の就業体験）

①、②による府内企業と国内外の外国人材とのマッチング後、希望する企業と人材間で、採用前に短日～数か月の就業体験を行うことで、府内企業への就職後のギャップを低減し、早期離職の予防へ繋げる。

<イメージ>



Ⅲ 活躍・定着につながる事業成果の展開

4. 外国人材の活躍・定着につながる事業成果の展開

本事業の参加企業・外国人材に対して必要なフォローアップを行い、本事業による成果の把握、好事例の収集等を行うとともに、本事業の成果を広く府内企業へ周知することで、外国人材の活躍・定着につながる取組の展開を図る。

【事業の対象】

I 活躍・定着する環境整備サポート

府内に本社又は事業所のある企業(企業規模は問わない)の経営者や管理者、人事担当者等(以下、「経営者等」という。)

II 雇用のミスマッチの解消サポート

- ・府内に本社又は事業所のある企業(企業規模は問わない)
- ・国内の外国人留学生及びその他の国内在住外国人材(以下、「留学生等」という。)
- ・海外在住外国人材

※「留学生」とは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1に定める、「留学」の在留資格(いわゆる「留学ビザ」)により、日本の大学(大学院を含む。)、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)、日本の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関において教育を受ける外国人学生。

※留学生以外の外国人材は、在学中か既卒者かの別を把握すること。

Ⅲ 活躍・定着につながる事業成果の展開

- ・本事業の参加企業及び外国人材
- ・府内企業、関係機関、国内外の外国人材等(展開先として)

※以下、国内海外の別なく、「外国人材」のみの表記の場合は、国内外の外国人材すべてを指すものとする。

【事業目標】

I 活躍・定着する環境整備サポート

- ・経営層向け研修会、外国人材のターゲットイング及び育成計画策定支援勉強会

指標		目標数
事業目標 (成果指標)	受入環境整備に向けアクションに着手した企業数	60社
活動目標	募集説明会・研修会等に参加した企業数	200社

II 雇用のミスマッチの解消サポート

- ・オンラインマッチングシステムの運用及び合同企業説明会の実施

指標		目標数
事業目標 (成果指標)	人材とマッチングした企業のうち、内定を出した企業又は内定には至らなかったがプレエントリープログラムを活用した企業	100社
活動目標	合同企業説明会出展企業	180社

<留意事項>

- ・「活躍・定着する環境整備サポート」の事業目標に計上することができる「受入環境整備に向けアクションに着手した企業数」とは、研修会もしくは勉強会に参加した企業をいう。なお、勉強会については、参加の上、育成計画の策定まで完了している企業とすること。
- ・「雇用のミスマッチの解消サポート」の事業目標に計上することができる「人材とマッチングした企業のうち、内定を出した企業又は内定には至らなかったがプレントリープログラムを活用した企業」とは、オンラインマッチングシステムで留学生等や海外在住外国人人材とマッチングし、令和9年3月末までに留学生等や海外在住外国人人材に内定を出した企業もしくは、プレントリープログラムを活用した企業をいう。

なお、実施にあたっては、受注者のネットワークやリソースなどを最大限活用するとともに、公益財団法人大阪産業局が実施する「外国人材マッチングプラットフォーム運営事業(大阪府委託事業)」及びその他の大阪府関連施策等と適宜連携すること。また、大阪府と協議・修正を繰り返しながら遂行すること。

【提案事項】

提案事項1～9について提案すること。

各提案については、原則として項目ごとに提案することとするが、一連の企画として複数の項目をまとめて提案する場合は、どの項目に対する提案か分かるように明示すること。

※本仕様書に記載されていない事項であっても、専門的知見に基づき必要性を認めた場合は、提案に反映させること。

(1) 実施スケジュール及び運営体制

本事業を効果的かつ円滑に実施できるスケジュール設定を行うとともに、事業を遂行するために必要な運営体制を構築すること。

【提案事項1】 実施スケジュール

- ・府内企業の採用動向や留学生、海外在住外国人人材等の就職活動スケジュール等を踏まえ、事業全体スケジュール及び研修会・勉強会、国内・海外合同企業説明会、プレントリープログラムの事業成果の展開についてそれぞれのスケジュールが具体的にわかるように提案すること。

【提案事項2】 運営体制

- ・本業務を遂行するための運営体制について具体的に示すこと(各業務に従事するスタッフやコンサルタントの人数・役割分担など)。なお、スタッフとして以下の者の配置は必須とする。

(3つのサポートメニュー(計4事業)全体を管理、統括する者)

i. 管理統括マネージャー: 1名配置すること。

ii. 企画担当: 1名以上配置すること。

(担当する支援や対応を行う者)

iii. 企業支援担当: 1名以上配置すること。

iv. 人材支援担当: 1名以上配置すること。

v. トラブル対応を行える者: 本事業の中で企業と外国人材との間でトラブル等が発生した場合に、速やかに解決に向け対応できるようにすること。なお、専任である必要はなく、他の担当者との兼務は妨げない。

※各スタッフの要件は留意事項を参照すること

<留意事項>

- ・府内に運営拠点(業務履行場所)を設置すること。但し、常駐する必要はない。
- ・本業務開始後、大阪府との調整等に対応するため、必ず連絡が取れるようにするとともに、事業参加者からの問合せに対応できる体制を構築すること。
- ・本事業で掲げる目標値を達成するのに十分な人員配置とすること。
- ・管理統括マネージャー(i)及び企画担当(ii)は、外国人材の職業紹介や採用の業務に3年以上従事した経験を有することとし、この他従事するスタッフについても、本委託業務を遂行するにあたって必要な知識や十分な経験を有すること。
- ・企業支援担当(iii)は、人材会社で提案型営業に5年以上従事した経験を有する。または、中小企業診断士や社会保険労務士、国家資格キャリアコンサルティング、キャリアコンサルティング技能士のいずれかの資格を有すること。
- ・人材支援担当(iv)は、外国人材の育成業務に3年以上従事した経験を有すること。
- ・なお、ii～ivは専任である必要はなく、兼務は妨げないが、2名以上配置すること。

(2) 業務内容

①事業広報及び参加者登録の促進(共通)

府内企業及び外国人材の双方に対し、本事業の広報、周知を実施し、事業への参加を促すこと。

【提案事項3】 事業広報手法

より多くの府内企業及び外国人材の参加につながるよう、外国人材の活躍・定着を目的として行う府内企業向けのセミナー等と、府内企業と外国人材のマッチング支援について、それぞれの事業ごとに対する効果的な事業広報(「いつ」「どこに対して」「どのように」と、それにより期待される参加者数等を具体的に提案すること。その際、連携先となる関係機関、受注者のネットワークやリソースなどを示すこと。

《対象事業》

I 活躍・定着する環境整備サポート

- i. 経営層向け研修会
- ii. 外国人材のターゲティング&育成計画策定支援勉強会

II 雇用のミスマッチの解消サポート

- iii. オンラインマッチングシステム及び国内・海外合同企業説明会等
- iv. プレエントリープログラム(採用直結型の就業体験プログラム)

<留意事項>

- ・対象事業それぞれについて効果的な事業広報を行うこと。
- ・iii及びivについて、外国人材への情報発信にあたっては、英語や対象国の言語又はやさしい日本語を用いる等、情報の伝達方法を工夫すること。

②外国人材が活躍・定着するための環境整備に向けた取組(業務メニュー:P.2-I-1、2)

外国人材採用に関心のある企業の経営者等に向けて研修会や勉強会を実施し、外国人材に対する意識改革や、採用後のキャリアパスの重要性等の理解促進を行うことで、外国人材が活躍・定着する職場環境づくりにつながる取組を行うこと。

【提案事項4】 受入環境整備に向けた取組

外国人材が活躍・定着できる環境整備を促進するために行う研修会や勉強会等について具体的に提案すること(実施内容やその方法、頻度、回数など)。

ア 研修会・勉強会等の企画・実施(業務メニュー:P.2-I-1、2)

- ・外国人材採用に関心のある企業の理解が深まり、意識改革ができるような経営者等向けの研修会や、職場での外国人材の育成手法を学べる勉強会等を企画・実施すること。
- ・より多くの参加が得られるよう、開催内容を工夫するとともに、十分な広報を行うこと。

イ 募集説明会の企画・実施

「経営層向け研修会」や「外国人材のターゲティング&育成計画策定支援勉強会」の前に開催し、外国人材を採用するメリットがターゲットとする経営者等に伝わるよう、説明会を企画・実施すること。また、参加企業がその後開催される研修会や勉強会へ積極的に参加できるよう、説明会の構成や情報提供方法を工夫すること。

③オンラインマッチングシステムの運用(業務メニュー:P.2-II-3-①)

本事業の参加者が登録・利用するオンラインマッチングシステム(既製のパッケージ品の活用も可)を適切に運用すること。

【提案事項5】 オンラインマッチングシステムの運用

- 本事業で使用するオンラインマッチングシステムの機能等のイメージを具体的に提案すること。(参加者との連絡方法についても具体的に提示すること。)
- 本事業への参加者登録の実手法や流れを具体的に提案すること(府内企業、外国人材それぞれ WEB 登録又は対面登録、登録時のカウンセリングの有無、参加者のニーズの聴取方法・内容、求める登録情報(カルテイメージ)など)。なお、業務の進捗により更新していく項目がある場合は、更新後のイメージがわかるよう提示すること。
- 参加者の内定状況の確認・把握方法について具体的に提案すること(実施の方法や確認時期、頻度など)。

<留意事項>

- ・参加企業・外国人材のアカウントの登録にあたっては、基本情報(各参加企業及び外国人材の属性等)だけでなく、採用につながるために必要となる情報(希望業種・職種、採用を希望する人物像<府内企業向け>、希望する就職先<外国人材向け>など)を十分に聴取すること。
- ・オンラインマッチングシステムへの登録促進が効果的に図られるよう、参加企業と外国人材それぞれに対する広報手法を提案すること。
- ・府内企業の登録にあたっては、労働関係法令の違反がないことを確認すること。
- ・海外在住外国人材の登録に備え、オンラインマッチングシステムは英語及びやさしい日本語に対応していること。
- ・登録、内定状況の把握等にあたって、国内在住の外国人材と海外在住の外国人材を判別できるように

すること。

- ・本事業の参加者情報（府内企業・外国人材とも）は個人情報として適切に管理するほか、大阪府からの求めに応じてリスト化して情報共有を図ること。（※業務終了時の業務報告においても概要をとりまとめることを想定している）。
- ・企業及び外国人材の目的（採用目的 or 就業体験目的）がシステム上で区別できるように管理すること。
- ・オンラインマッチングシステムを活用し、参加者（府内企業・外国人材とも）と個別に連絡できる体制を整備すること。（システム機能の活用等）
- ・登録時に収集した情報に加え、外国人材と参加企業それぞれについて、本事業において実施したイベント等への参加履歴、カウンセリング記録、内定を受けた企業、採用後に予定している在留資格などをデータベース化して把握・管理すること。
- ・本事業の取組を通じて外国人材を採用した企業の採用状況（採用した外国人材の国籍や年齢、在留資格等）について随時確認して把握すること。
- ・本事業で実施するマッチングの取組を通じて府内企業から内定を得た外国人材の内定状況（内定企業・採用業種・採用時期等）について随時確認して把握すること。
- ・国内マッチング支援と海外マッチング支援等でオンラインマッチングシステムを分けて運用する場合は、そのことがわかるよう提案すること。また、その場合は、府内企業の登録手続きが煩雑にならないような工夫を行うことが望ましい。
- ・オンラインマッチングシステムについては、多数の登録に備えるため、登録アカウント数が無制限もしくはアカウント数の増設に際して追加費用がかからないものが望ましい。

(参考)オンラインマッチングシステム 登録者数	
【国内】 <ul style="list-style-type: none">・令和6年度 登録企業数:240社 登録外国人材数:2,377人・令和7年度(令和8年1月時点) 登録企業数:182社 登録外国人材数:1,776人	【海外】 <ul style="list-style-type: none">・令和6年度 参加企業数:63社 登録外国人材数:61人・令和7年度(令和8年1月時点) 参加企業数:40社 登録外国人材数:53人

④府内企業と国内外の外国人材のマッチングの取組(業務メニュー:P.2-II-3-②)

オンラインマッチングや合同企業説明会・個別面接会等(以下、「合同企業説明会等」という。)のマッチングの取組を企画・実施するとともに、実施の前後においても採用決定につながるための取組を行うこと。

【提案事項6】 マッチングの取組(合同企業説明会・コンサルティング等の工夫)

国内外での合同企業説明会等の企画及び外国人材の採用決定につなげるために行うセミナーやコンサルティング等の工夫について、具体的に提案すること(実施の方法や頻度、回数など)。
※合同企業説明会については、国内と海外実施に分けて提案すること。

ア 合同企業説明会等の企画・実施

- ・本事業の参加企業及び参加外国人材を対象とする合同企業説明会や個別面接会等を企画・実施すること。

- ・より多くの外国人材の参加が得られるよう、開催内容を工夫するとともに、十分な広報を行うこと。

<留意事項>

- ・合同企業説明会等の参加費は、府内企業、外国人材ともに原則無料とする【P.12 7(2)参照】。
- ・合同企業説明会等の機会を活かして大阪で働く魅力の発信ができるよう工夫すること。

【国内合同企業説明会】

留学生等、日本に中長期滞在する外国人材を対象に、合同企業説明会等を企画・実施すること。

<留意事項>

- ・合同企業説明会等にはできるだけ多種多様な業種の企業が参加することが望ましいが、参加する留学生等のニーズを踏まえ、特定業種の合同企業説明会等を実施しても構わない。
 - ・留学生等の就職活動スケジュールを踏まえ、最大限の効果が得られる方法で実施すること。
 - ・大学等と連携して実施する場合は、可能な限り他校の留学生も参加可能とすること。
- ※「留学生」については、原則、令和9年3月末までに大学等を卒業見込みの者とする。

【海外対面合同企業説明会】

海外在住外国人材の活躍が期待できる分野における対面での合同企業説明会を企画・実施すること。また、本事業を通して外国人材の採用が決まった企業に対して、必要に応じて受入れに必要なサポートを行うこと。

<留意事項>

- ・実施回数は年度内2回（2か国各1回、計2回開催）、参加企業数は1回10社程度を想定しているが、実施回数や参加企業数の増加、他の国・地域、分野で開催することを妨げるものではない。また、開催形式に関しても、府内企業及び海外在住外国人材が円滑に参加できるよう、オンラインとのハイブリット形式や、対面形式とは別途、オンライン形式での開催を実施することを妨げるものではない。
- ・開催国の設定について、インドは必須とする。また、令和6年度の大阪府のインド・トッププロモーションのフォローアップの取組との連動が求められる場合は、可能な限り協力すること。

（参考）

[トッププロモーション\(2024 年度概要\)／大阪府\(おおさかふ\)ホームページ \[Osaka Prefectural Government\]](#)

[大阪府×タミル・ナドゥ州日本事務所 2026 年 2 月上旬 ビジネス交流ミッション 参加企業を募集します！／大阪府\(おおさかふ\)ホームページ \[Osaka Prefectural Government\]](#)

- ・対象国のニーズや当該国の人材の状況等をふまえた提案を行うこと。また、1 度の開催で複数国を対象に行うことは想定していない。
- ・実施にあたっては、国や関係団体等と適宜連携すること。
- ・合同企業説明会において、必要に応じて通訳を配置するとともに、参加企業が使用する資料の翻訳サポートを行うこと。（日本語⇄開催国の言語等）
- ・合同企業説明会の参加者について、オンラインマッチングシステムの登録につなげるよう工夫すること。
- ・参加企業の海外現地への渡航費及び宿泊費・食事等の滞在費は、企業負担とする。

イ 採用決定につながるための取組の企画・実施

合同企業説明会等の実施に際し、参加企業や外国人材に対して、採用決定につなげるためのセミナー開催やコンサルティング等（参加前後のカウンセリングやフォローアップなど）を行うこと。

<留意事項>

- ・「国内合同企業説明会」の参加企業や対象となる外国人材ごとのニーズに即して、マッチングの効果が高められるような取組を行うこと。
- ・「海外対面合同企業説明会」に参加する企業に対して、合同企業説明会の前に、開催国の現地情報の提供や海外在住外国人材の採用・雇用にかかる理解を深められるようなセミナーやコンサルティング等を行うこと。
- ・参加企業や外国人材に対して、採用決定及び就職決定後の早期離職の防止に向け、セミナーの開催やコンサルティング等（参加前後のカウンセリングやフォローアップ等）を行うこと。特に、府内企業から内定を得た外国人材が本採用後に企業でスムーズに働きはじめることができるよう、採用決定後から本採用までの間において、採用予定の外国人材に対し必要なフォローアップを行うこと。

⑤ マッチング後の定着促進の取組（業務メニュー：P.2-Ⅱ-3-③）

本事業でマッチングした外国人材が府内企業へ就職する際のギャップを低減し、外国人材の職場定着を促進するための取組を行うこと。

ア プレントリープログラム（採用直結型の就業体験）の実施

オンラインマッチングシステムや合同企業説明会等でマッチングしたもしくは内定を得た外国人材のうち、希望する者に対し、採用までの間に就業体験（インターンシップ等）の機会を提供すること。

【提案事項7】 プレントリープログラム（採用直結型の就業体験）の取組

プレントリープログラムの取組について、オンラインマッチングシステムや合同企業説明会等との連携や参加する外国人材の就職後の職場定着に繋がるような効果的な就業体験を提供できる方法を具体的に提案すること。

<留意事項>

- ・プログラム実施中の報酬等の支給については企業判断とする。
- ・府と協力関係にある大学等の教育機関で実施するインターンシッププログラムや関係団体等との連携が求められる場合は、可能な限り対応すること。

※本事業における就業体験はインターンシップに限定していない。なお、インターンシップを実施する場合は、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の合意（いわゆる三省合意）による『[インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方](#)』（令和4年6月13日一部改正）を遵守すること。

イ 参加企業・外国人材コミュニティの運営と交流会の開催

「令和7年度外国人材受入加速化支援事業(※)」及び本事業により府内企業に採用された外国人材、特に入社1年以内の新入社員の職場定着を促進するため、本事業の参加企業・外国人材や府内企業で働く外国人材が参加・交流できるコミュニティの運営を行うとともに、ロールモデル活動「大阪で働く魅力の発信」の実施及び交流会を開催すること。

(※)外国人材の受入を加速するため、府内企業と外国人材のマッチング機会を創出する事業。本事業に参加し、今年度外国人材を採用した府内企業(約 180 者)と採用された国内留学生等や海外在住の外国人材(約 200 名(内定見込みを含む))を想定。

《参考:[令和7年度外国人材受入加速化支援事業ホームページ](#)》

【提案事項8】 採用者への定着支援

府内企業に採用された外国人材、特に、入社1年以内の新入社員の職場への定着に資するような、本事業の参加企業・外国人材等が参加・交流するコミュニティの運営、ロールモデル活動の実施方法及び交流会の企画・実施方法(開催時期、交流会内容など)について具体的に提案すること。

(1)参加企業・外国人材コミュニティ

①対象:

- ・本事業の参加企業
- ・「令和7年度外国人材受入加速化支援事業」及び本事業の採用者等(対象者の情報は大阪府より提供)、府内企業で働く外国人材

②ロールモデル活動:「大阪で働く魅力の発信」

本事業で開催する合同企業説明会等において、府内企業で活躍する先輩外国人社員として登壇してもらい、大阪で働く魅力についてプレゼンを行う。

<留意事項>

- ・登壇機会は、本事業で開催する合同企業説明会等の開催回数に応じて設定すること。
- ・ロールモデルとして登壇する外国人材は、MEET IN OSAKA で採用が決まった者が望ましい。
- ・登壇者には、適切な謝金を支払うこと(1回1万円程度を想定。)

(2)交流会

年度内2回程度、採用企業・採用者同士原則対面で情報交換等を行う交流会を実施する。

⑥外国人材の活躍・定着につながる事業成果の展開(業務メニュー:P.3-Ⅲ-4)

本事業の参加企業・外国人材に対して必要なフォローアップを行って、本事業による成果の把握、好事例の収集等を行うとともに、本事業の成果が広く府内企業に周知されるよう取り組むこと。

【提案事項9】 外国人材の活躍・定着につながる事業成果の展開

本事業の成果の把握、好事例の収集を行い、府内企業における外国人材の採用・育成・定着の取組の参考として活用できるよう、効果的な発信方法や展開手法について具体的に提案すること。

- i. 成果事例集に掲載すべき情報について現状課題を踏まえ提案すること。
(海外在住外国人材の採用の事例を中心に上げること)
- ii. 本事業で「外国人材のターゲティング&育成計画策定支援勉強会」に参加した企業が策定した育成計画の公表手法について、提案すること。
- iii. その他、本事業の成果や好事例の効果的な周知・展開手法について具体的に提案すること。

ア 成果事例集の作成

本事業におけるマッチング機会の提供により外国人材の採用につながった府内企業のうち、成果の高い又は特徴的な事例について、当該企業に対して取材を行い、事例集としてまとめること。

<留意事項>

- ・事例数、取材先については、大阪府と事前に調整の上、決定すること。
(海外在住外国人材の採用例については含めるようにすること)
- ・本事例集に記載された内容はHP等において対外的に発信することを予定しているため、レイアウト等を工夫すること。
- ・取材先に対し、内容(写真等画像を含む)がホームページ等で公表されることについてあらかじめ了承を得ておくこと。
- ・事例集については、効果的な発信方法を検討し、広く周知・活用されるよう波及効果を高める工夫を行うこと。

イ 育成計画の公表

本事業で「外国人材のターゲティング&育成計画策定支援勉強会」に参加した企業が策定した育成計画をホームページ等で公表すること。

<留意事項>

- ・育成計画はホームページ等において対外的に発信することを予定しているため、レイアウト等を工夫すること。
- ・勉強会に参加した企業に対し、育成計画の内容(写真等画像を含む)がホームページ等で公表されることについてあらかじめ了承を得ておくこと。
- ・育成計画については、効果的な発信方法を検討し、広く周知・活用されるよう波及効果を高める工夫を行うこと。

⑦外国人材の府内企業への就職・定着促進にあたってのニーズ・課題の把握、報告書の作成

外国人材の府内企業への就職と職場定着にあたってのニーズや課題を把握するため、本事業の参加企業や参加外国人材にアンケート調査を行い、その結果を分析の上、まとめて報告すること。

<留意事項>

- ・アンケート調査の内容は別途大阪府と協議を行うこと。
- ・事業実施にあたっての課題の概略を把握することを目的としているため、令和8年 10 月上旬までに中間報告をすること。
- ・また、令和9年3月末に最終報告をすること。

7 業務実施上の留意点

(1) 関係法令等の遵守

職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)や労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)等の関係法令及び関連通知を遵守すること。

(2) 経費の取扱い

① 参加費用等

本業務で実施する合同企業説明会等の参加費用(名称を問わず参加者から徴する費用)については、原則、参加企業及び参加外国人材から徴収しないこととする(海外対面合同企業説明会における海外現地への企業の渡航費及び宿泊費・食事等の滞在費を除く)。但し、大阪府と協議の上、必要に応じ実費相当額の負担を企業に求めることは妨げない。

なお、参加費用を有料とする場合は、事前に収支計画を提出し、実施後には実績を報告すること。

② 精算

本業務に係る経理と他の経理を明確に区分し、業務終了後、大阪府に対して支出額を記載した収支精算書を提出して、大阪府の確認を受けること。なお、収入と経費支出の確認方法については、大阪府と本業務の委託契約を締結する際に協議すること。

精算検査においては、収支精算書と給与明細、賃金台帳、業務日誌、出勤簿、公的証明書、請求書、領収書等の各種証拠書類との確認を行う。精算の結果、見積りよりもそれぞれの事業費の実績が下回った場合は減額・返還を求めるとし、大阪府からの通知に基づき返納すること。

(3) 大阪府の指示への対応等

- ・業務の過程において大阪府から指示された事案については、迅速かつ的確に実施・対応すること。
- ・提案内容については、大阪府と協議を行いながら真摯に履行すること。特に、チラシやホームページなど、外部に公表する場合などにあつては、その詳細について、あらかじめ大阪府と協議すること。
- ・実施内容の変更の必要が生じた場合は、府と協議のうえ内容を見直すとともに、参加者や関係者に速やかに周知すること。
- ・資料の作成、HP や SNS で発信を行うにあたり、大阪府に確認を求めるときには日時に余裕をもってこれを行うこと。
- ・業務の実施にあたっては、障がいのある人に配慮すること。

■大阪府障がい者差別解消ガイドライン:

https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai_guideline.html

■ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン(WCAG) 2.0:

<https://waic.jp/docs/WCAG20/Overview.html>

■色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン:

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koho/shikikaku/>

8 報告・分析等

- (1) 業務の進捗については、日常的な報告に加え、原則、毎月 10 日までに前月の業務実施状況(月報)を書面で報告すること。なお、報告内容・様式については事前に大阪府と調整すること。なお、業務が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて、原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置をとり、その結果について書面で報告すること。
- (2) 令和9年1月～2月頃、全ての参加企業、外国人材に対しアンケート調査を行い、本業務の実施にあたっての企業側・外国人材側それぞれのニーズ、実際に生じた課題、今後の改善策等を把握し、業務実施報告書に盛り込むこと。また、参加留学生等については、卒業後の進路についても調査し、事業目標に対する達成状況を報告すること。なお、報告内容については事前に大阪府と調整すること。
- (3) その他、大阪府は必要に応じ、現状把握や効果検証の観点から実績報告や業務内容等について臨時に報告を求めることがある。

9 再委託

再委託は原則禁止とする。

但し、業務の実施にあたり、専門性等から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、下記「再委託の承認」に基づき、大阪府から承認を得れば、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、提案内容に明記すること。

◆再委託の承認 「委託役務業務における再委託等の承認事務に関する指針(抜粋)」

- (1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。
 - ア 業務の主要な部分を再委託すること。
 - イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
 - ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。
 - エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

実施にあたっては、上表及び下表に基づき、大阪府と事前に協議し、承認を得ること。

◆承認する場合に付する条件

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) (3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

10 財産取得

財産価値が生じるような工事費など、財産取得となる経費は認めない。

※パソコン、机等什器は適正な価格のレンタルが望ましい。

11 書類の保存

全ての証拠書類は業務終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

12 業務完了後の提出物

業務終了後、業務実施報告書を大阪府に提出すること(詳細は大阪府と協議すること)。

また、本事業の参加者(府内企業及び留学生等)の登録情報を提出すること。

13 権利義務の帰属

(1) 成果品の帰属等

本業務の実施により得られた成果品、情報等については、大阪府に帰属する。

(2) 特許権、著作権等

- ・委託業務の実施に伴って生じた特許権、著作権その他の権利(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む)は大阪府に帰属する。
- ・受注者は委託業務の実施に伴って生じた著作者人格権を行使しない。
- ・受注者は、委託業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、受注者の責任において、必要な措置を講じなければならない。

14 その他

- (1) 契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- (2) 業務開始時までに業務実施計画書(業務スケジュール)を大阪府へ提出すること。
- (3) 業務を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、受注者は当該免許、許可、認可を受けている者であること。
- (4) 見積りの詳細については、大阪府と業務の委託契約を締結する際に協議すること。
- (5) 大阪府は特別の理由がない限り最優秀提案事業者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容(経費含む)まで認めるものではない。契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- (6) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年大阪府条例第60号)その他法令に定めるもののほか、大阪府が定める「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。なお、個人情報保護の観点から受注者は契約締結時に『誓約書』を提出すること。
- (7) 大阪府は、委託期間中、委託業務の実施状況を確認するため、必要に応じて調査することができる。
- (8) その他、業務の実施に際しては大阪府と協議し、実施すること。